静岡県立大学大学院学則

平成19年4月1日 規則第34号

改正 平成20年4月1日、平成20年6月6日、平成20年8月1日 平成20年10月1日、平成21年4月1日、平成22年4月1日 平成23年4月1日、平成24年4月1日、平成25年4月1日 平成25年11月1日、平成26年4月1日、平成27年4月1日 平成28年2月26日、平成28年4月1日、平成29年3月28日 平成29年4月1日、平成30年4月1日、平成31年4月1日 平成32年4月1日

第1章 総則 第1節 目的

(目的)

第1条 静岡県立大学大学院(以下「本大学院」という。)は、学術の理論及び応用を教授・研究し、精深な学識と研究能力を養い、もって文化の向上と社会の発展に積極的に寄与することを目的とする。

第2節 組織

(課程)

- 第2条 本大学院の課程に、修士課程及び博士課程をおく。
- 2 修士課程は、広い視野に立って精深な学術を授け、専攻分野における研究能力又は高度の 専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うものとする。
- 3 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学術を養うものとする。
- 4 博士課程(薬学専攻の博士課程を除く。)は、標準修業年限を5年とし、これを前期2年 及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程を修士課程として取り扱うものとする。
- 5 前項の前期2年の課程は「修士課程」といい、後期3年の課程は「博士後期課程」という。
- 6 第4項の規定に関わらず、教育研究上必要がある場合においては、博士後期課程のみの博士課程を置くことができる。
- 7 修士課程の標準修業年限は2年とし、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。
- 8 薬学専攻の博士課程の標準修業年限は、4年とする。

(研究科、学府及び研究院)

- 第2条の2 本大学院に、研究科及び学校教育法第100条ただし書に規定する研究科以外の教育研究上の基本となる大学院組織として、教育上の目的に応じて組織する学府及び研究上の目的に応じ、かつ、教育上の必要性を考慮して組織する研究院を置く。
- 2 前項の学府として、薬食生命科学総合学府を置く。
- 3 第1項の研究院として、薬学研究院及び食品栄養環境科学研究院を置く。 (研究科、学府及び専攻)
- 第3条 本大学院の課程に、次の研究科、学府及び専攻を置く。

博士課程 薬食生命科学総合学府

薬科学専攻

食品栄養科学専攻

環境科学専攻

薬食生命科学専攻

修士課程 国際関係学研究科 国際関係学専攻

比較文化専攻

博士課程 経営情報イノベーション研究科 経営情報イノベーション専攻

博士課程 看護学研究科 看護学専攻

(人材養成等教育研究上の目的)

第3条の2 本大学院各研究科及び学府における人材養成等教育研究上の目的は、次のとおり とする。

(1) 薬食生命科学総合学府

薬学と食品栄養科学を融合した学際領域の教育研究を行う。そのなかで、生命薬学を中心とした高度な専門知識と技術を身に付け、創薬、衛生など幅広い分野で活躍できる人材を養成するとともに生命関連学際領域に貢献できる薬科学者を養成する。また、食品栄養科学や環境科学等の先端基礎科学を基盤として、高齢社会の急速な進展と地域環境の悪化を克服し、持続可能な社会の構築に資する人材を養成する。

(2) 国際関係学研究科

グローバル化する世界での諸課題に挑み、高い専門知識を修得し、問題を把握、分析 し、国際社会に貢献できる人材を養成する。

(3) 経営情報イノベーション研究科

営利組織や非営利組織のICTやマネジメント及び広範囲にわたるイノベーションに 関する研究と実践が可能な高度専門職業人を養成する。

(4) 看護学研究科

時代に即した社会的要請に応えられる研究開発能力を有し、制度的な枠組みを新たに構築するために、看護支援方法の研究成果を実践現場に即応的に還元して看護の質の向上を図ることができる中核的看護人材を育成する。

(附属研究施設)

第4条 本大学院に、次の附属の研究施設を置く。

薬学研究院 創薬探索センター

薬食研究推進センター

食品栄養環境科学研究院 食品環境研究センター

茶学総合研究センター

国際関係学研究科現代韓国朝鮮研究センター

広域ヨーロッパ研究センター

グローバル・スタディーズ研究センター

経営情報イノベーション研究科 地域経営研究センター

医療経営研究センター

ICTイノベーション研究センター

(収容定員)

第5条 本大学院の収容定員は、次の表のとおりとする。

5 木 本八丁郎の状を	T L 負 は、	C 40 / C /	٥ ٥			
研究科・学府名	専攻名	修士課程		薬学専攻の博士課程 及び博士後期課程		合計
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
	薬学専攻	人	人	5人	20人	20人
	薬科学専攻	30	60	11	33	93
薬食生命科学総合	食品栄養科学専攻	25	50	10	30	80
学府	環境科学専攻	20	40	7	21	61
	薬食生命科学専攻			5	15	15
	計	75	150	38	119	269
	国際関係学専攻	5	10			10
国際関係学研究科	比較文化専攻	5	10			10
	計	10	20			20
経営情報イノベーショ	経営情報イノベーシ				_	
ン研究科	ョン専攻	10	20	3	9	29
看護学研究科	看護学専攻	16	32	3	9	41
合	計	111	222	44	137	359

第3節 職員組織

(職員組織)

第6条 本大学院に、教育研究上必要な教員、事務職員、技術職員及びその他必要な職員を置く。

(研究科長、学府長及び研究院長)

- 第7条 研究科、学府及び研究院に、研究科長、学府長及び研究院長を置き、当該研究科、学府及び研究院に属する教授をもって充てる。
- 2 研究科長、学府長及び研究院長の選考については、別に定める。

(附属研究施設の長)

第8条 附属研究施設に施設の長を置き、当該研究科又は研究院の教授又は准教授をもって充 てる。

(研究科委員会、学府委員会及び研究院委員会)

- 第9条 研究科、学府及び研究院に、研究科委員会、学府委員会及び研究院委員会を置く。
- 2 研究科委員会、学府委員会及び研究院委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(大学院協議会)

- 第10条 本大学院に、大学院協議会を置く。
- 2 大学院協議会に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 通則

第1節 学年、学期及び休業日

(学年)

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第12条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

- 第13条 休業日は、次のとおりとする。
 - (1) 日曜日
 - (2) 土曜日
 - (3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日
 - (4) 本学の開学記念日 4月20日
 - (5) 春期休業 3月21日から4月3日まで
 - (6) 夏期休業 8月15日から9月15日まで
 - (7) 冬期休業 12月29日から翌年1月5日まで
- 2 学長は、必要がある場合は、前項の休業日を変更することができる。
- 3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第2節 入学

(入学の時期)

第14条 修士課程並びに博士後期課程及び薬学専攻の博士課程(以下「博士後期課程等」という。)への入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学の出願)

第15条 修士課程及び博士後期課程等へ入学を志願する者は、入学願書その他必要な書類を所 定の期間内に提出しなければならない。

(入学者の選考)

第16条 入学を志願する者に対しては、修士課程又は博士後期課程等を修めるために必要な学力等について選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

- 第17条 前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、宣誓書、 身元保証書、入学資格証明書、その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納付 しなければならない。
- 2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。
- 3 本大学院の修士課程を修了し、引き続き博士後期課程等に進学する者については、前3条の規定を準用する。この場合において、第14条及び第15条中、「入学」とあるのは、「進学」と、第15条中「入学順書」とあるのは「進学順書」と、第16条中「入学」とあるのは「進学」と読み替えるものとする。

(外国人留学生)

- 第18条 学長は、外国人で修士課程又は博士後期課程等へ入学を志願する者があるときは、 選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。
- 2 外国人留学生の選考その他必要な事項は、別に定める。

(社会人学生)

- 第19条 学長は、社会人で修士課程又は博士後期課程等へ入学を志願する者があるときは、選 考の上、社会人学生として入学を許可することができる。
- 2 社会人学生の選考その他必要な事項は、別に定める。

(再入学、転入学)

- 第20条 学長は、再入学及び転入学を志願する者があるときは、選考の上、入学を許可することができる。
- 2 再入学、転入学に関し、必要な事項は、別に定める。

第3節 休学、復学、退学、除籍、転研究科、転学府及び転専攻

(休学、復学、退学及び除籍)

第21条 休学及び復学については、静岡県立大学学則第43条から第45条までの規定を、退学及び除籍については、静岡県立大学学則第49条から第50条の規定をそれぞれ準用する。この場合において、休学期間については、静岡県立大学大学院学則第39条及び第51条の在学期間に算入しないものとする。

(転研究科、転学府又は転専攻)

- 第22条 学長は、転研究科、転学府又は転専攻を志願する者があるときは、選考の上、入学を 許可することができる。
- 2 転研究科、転学府又は転専攻に関し、必要な事項は、別に定める。

第4節 研究生、委託生、科目等履修生、社会人聴講生、社会人専門講座受講生、 特別聴講学生及び特別研究学生

(研究生)

- 第23条 本大学院において、特定の専門事項について研究することを希望する者があるときは、 学長は、研究生として入学を許可することができる。
- 2 研究生となることのできる者は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条に定める大学を卒業した者又は、これと同等以上の学力を有すると認められた者とする。
- 3 研究期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

(委託生)

- 第24条 本大学院において、官公庁、学校、団体等からその所属する職員に特定の専門事項について研究させるため委託があるときは、各研究科又は学府の教育研究に支障のない範囲において、選考の上、委託生として入学を許可することができる。
- 2 研究期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

(科目等履修生)

- 第25条 本大学院において、特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、各研 究科又は学府の教育に支障のない範囲において、選考の上、科目等履修生として入学を許可 することができる。
- 2 科目等履修生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力 があると認められた者とする。
- 3 科目等履修生に対する単位の授与については、第43条の規定を準用する。

(社会人聴講生)

第26条 社会人で本学において特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、各研究科又は学府の教育に支障のない範囲において社会人聴講生として聴講を許可することができる。

- 2 社会人聴講生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。
- 3 聴講した授業科目の単位認定は行わない。

(社会人専門講座受講生)

- 第27条 本大学院が開設する社会人を対象とした高度で専門性の高い講座の受講を志願する者があるときは、学長は研究科委員会又は学府委員会(以下「研究科委員会等」という。)の議 を経て社会人専門講座受講生として受講を許可することができる。
- 2 社会人専門講座受講生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。
- 3 専門講座の単位認定は行わない。

(特別聴講学生)

- 第28条 他の大学院の学生で、本大学院において授業科目を聴講することを志願する者があるときは、当該他大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。 (特別研究学生)
- 第29条 他の大学院の学生で、本大学院において研究指導を受けることを志願する者があると きは、当該他大学院との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することができる。 (研究生等に関する規定)
- 第30条 研究生、委託生、科目等履修生、社会人聴講生、社会人専門講座受講生、特別聴講学 生及び特別研究学生に関し必要な事項は、別に定める。

第5節 授業料、入学料、入学検定料、研究料及び学位論文審査料

(授業料等)

第31条 授業料、入学料、入学検定料、研究料及び学位論文審査料(以下「授業料等」という。)の額は、別に定めるところによる。

(授業料の納付)

第32条 授業料は、年額の2分の1に相当する額を次の2期に分けて、それぞれの当該期日までに納付しなければならない。

前学期分 4月25日まで

後学期分 10月25日まで

(休学等の場合の授業料の額)

- 第33条 前学期又は後学期の中途において休学、退学又は除籍された者から徴収する当学期分の授業料の額は、その全額とし、休学が前学期又は後学期の全期間にわたるときは、その学期分の授業料は徴収しない。
- 2 前学期又は後学期の中途において復学した者から徴収する授業料の額は、授業料の年額の 12分の1に相当する額に、復学する日の属する月から次の徴収の前期までの月数を乗じて得 た額とし、復学する日の属する月に徴収するものとする。
- 3 第37条の規定による停学期間中の授業料は徴収する。

(授業料等の減免等)

第34条 経済的理由により授業料の納付が困難と認められる者、休学中の者その他特別の理由 があると認められる者に対しては、授業料等の全部又は一部を免除し、又は授業料を分割し て納付させることができる。 2 授業料等の減免及び授業料の分割納付に関し必要な事項は、別に定める。

(入学料等の納付)

- 第35条 入学料及び研究料は、入学の手続きを行うときに納付しなければならない。ただし、 研究期間の更新を許可された研究生にかかる研究料は、当該許可された日から10日以内に納 付しなければならない。
- 2 入学検定料は、入学の願書を提出するときに納付しなければならない。
- 3 学位論文審査料は、現に大学院に在学している者以外の者が博士論文の審査の申請手続き を行うときに納付しなければならない。

(授業料等の不環付)

第36条 既納の授業料等は、還付しない。

第6節 賞罰

(賞罰)

第37条 賞罰については、静岡県立大学学則第56条及び第57条の規定を準用する。この場合に おいて、静岡県立大学学則第56条及び第57条第1項中「教授会」とあるのは「研究科委員会 等」と読み替えるものとする。

第3章 修士課程及び博士後期課程等

第1節 修士課程

(入学資格)

- 第38条 修士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
 - (1) 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者
 - (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該 外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 日本国内において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号) 第155条第1項第4号の規定に基づき文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者
 - (5) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
 - (6) 学校教育法施行規則第155条第1項第6号の規定に基づき文部科学大臣が指定した者
 - (7) 学長が、大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了 し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
 - (8) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
 - (9) 学長が、大学院の個別入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
 - (10) その他学長が学校教育法第83条に定める大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(修業年限)

第39条 修士課程の標準修業年限は2年とし、在学期間は4年を超えることはできない。

(教育方法)

第40条 修士課程の教育は、授業科目の授業及び修士論文等の作成に対する指導によって行う ものとする。

(他の大学院等における研究指導)

第41条 学長は、教育研究上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等と予め協議の上、 修士課程の学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めるこ とができる。ただし、研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(授業科目の名称等)

第42条 授業科目の名称、単位数及び授業科目の履修方法は、別表(一)のとおりとする。 (単位の認定)

第43条 授業科目を修得し、学修成績について試験等により合格の査定を得た者には、授業科目の修得を認定して、所定の単位を授与する。

(他の研究科又は学府における授業科目の履修)

第44条 研究科委員会等は、教育上有益と認めるときは、学生が他の研究科又は学府の授業科目を履修することを、その研究科又は学府の研究科委員会等との協議を経て承認し、その授業科目及び単位数を当該学生の属する研究科又は学府において修得したものとみなすことができる。

(他の大学院における授業科目の履修)

第45条 教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生が当該大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(他の研究科又は学府及び他の大学院における修得単位数)

第46条 前2条において修得したものとみなすことができる単位数は、研究科委員会等の議に 基づき、合わせて10単位を超えない範囲で修了の要件となる単位として認定することができ る。

(入学前の既修得単位の認定)

- 第47条 教育上有益と認めるときは、学生が本大学院入学前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本大学院入学後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項により修得したものとみなすことができる単位数は、研究科委員会等の議に基づき、合わせて10単位を超えない範囲で修了の要件となる単位として認定することができる。 (修了要件)
- 第48条 修士課程の修了要件は、本大学院に2年以上在学し、在学期間中に30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う修士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、本大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。
- 2 前項の修士論文は、修士課程の目的に応じ適当と認めたときは、所定の課題についての研 究の成果をもって代えることができる。
- 3 修士論文の提出期間は、研究科委員会等が定める。

(修士論文の審査)

第49条 修士論文等の審査及び試験は、研究科委員会等において選出された審査員(以下「論

文審査員」という。)が行う。

2 前項の審査及び試験についての合格又は不合格の認定は、研究科委員会等が論文審査員の 報告に基づいて行う。

第2節 博士後期課程等

(入学資格)

- 第50条 博士後期課程等に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。
 - (1) 修士の学位を有する者
 - (2) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 日本国内において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度に おいて位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を 修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 大学における修業年限6年の薬学、医学、歯学又は獣医学を履修する課程を卒業した者 (薬学専攻の博士課程に入学する場合に限る。)
 - (6) 学校教育法施行規則第156条第6号の規定に基づき文部科学大臣の指定した者
 - (7) 学長が、大学院の個別入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力が あると認めた者で、24歳に達したもの
 - (8) その他学長が修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者 (修業年限)
- 第51条 博士後期課程の標準修業年限は3年とし、在学期間は6年を超えることはできない。
- 2 薬学専攻の博士課程の標準修業年限は4年とし、在学期間は8年を超えることはできない。 (教育方法)
- 第52条 博士後期課程等の教育は、授業科目の授業、研究及び博士論文の作成等に対する指導 によって行うものとする。

(他の大学院等における研究指導)

第53条 学長は、教育研究上有益と認めるときは、他大学の大学院又は研究所等と予め協議の 上、博士後期課程等の学生が、他大学の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受け ることを認めることができる。

(授業科目の名称等)

第54条 授業科目の名称、単位数及び授業科目の履修方法は、別表(二)及び別表(三)のとおりとする。

(単位の認定)

第55条 授業科目を修得し、学修成績について試験等により合格の査定を得た者には、授業科目の修得を認定して、所定の単位を授与する。

(修了要件)

第56条 博士課程(薬学専攻の博士課程を除く。以下本条第3項及び第4項において同じ。) の修了要件は、大学院に5年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあって は、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学し、36単位(経営情報イノベーショ ン研究科にあっては48単位、薬科学専攻にあっては39単位、薬食生命科学専攻にあっては42 単位及び看護学研究科にあっては46単位)以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

- 2 薬学専攻の博士課程の修了要件は、大学院に4年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、 必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う博士論文の審査及び最終試験に合格することと する。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年 以上在学すれば足りるものとする。
- 3 第48条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の 修了要件は、大学院に修士課程における在学期間に3年を加えた期間以上在学し、36単位 (経営情報イノベーション研究科にあっては48単位、薬科学専攻にあっては39単位、薬食生 命科学専攻にあっては42単位及び看護学研究科にあっては46単位)以上修得し、かつ、必要 な研究指導を受けた上、本大学院の行う博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。 ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年(修士 課程における在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。
- 4 第1項及び第3項の規定にかかわらず、第50条第2号から第4号及び第6号並びに第7号に該当する者が、博士課程の後期3年の課程に入学した場合の博士課程の修了要件は、本大学院に3年以上在学し、在学期間中に6単位(経営情報イノベーション研究科にあっては18単位、薬科学専攻にあっては9単位、薬食生命科学専攻にあっては12単位及び看護学研究科にあっては16単位)以上修得し、必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。
- 5 博士論文の提出の期日は、研究科委員会等が定める。

(博士論文の審査)

第57条 博士論文の審査及び最終試験は、論文審査員が行う。

- 2 前項の審査及び最終試験にあっては、他大学の大学院又は研究所等の教員等の協力を得る ことができる。
- 3 第1項の審査及び最終試験についての合格又は不合格の認定は、研究科委員会等が論文審 査員の報告に基づいて行う。

第4章 学位及び資格

(学位授与)

- 第58条 修士課程又は博士課程の修了者には、それぞれ修士又は博士の学位を授与する。
- 2 学位に関し必要な事項は、別に定める。

(教職に関する免許)

第59条 本大学院において取得できる教育職員の免許状の種類及び免許教科は、次のとおりと する。

研究科・専攻	研究分野	免許状の種類	教科の種類	
国際関係学研究科	日本文化研究分野	高等学校教諭専修免許状	国 語	

比較文化専攻	英米文化研究分野	高等学校教諭専修免許状	英	語
経営情報イノベーシ		高等学校教諭専修免許状	情	報
ョン研究科				
経営情報イノベーシ		高等学校教諭専修免許状	商	業
ョン専攻				

(助産師の国家試験受験資格)

- 第59条の2 助産師の国家試験受験資格に関する保健師助産師看護師法(昭和23年法律第 203号)及び保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和26年文部・厚生省令第1 号)に係る事項は、別に定める。
- 2 前項の資格の取得に必要な授業科目及び単位数は、別に定める。

第5章 雑則

(委任)

第60条 この学則に定めるもののほか、この学則の施行に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の際廃止された静岡県立大学大学院学則(以下「廃止前の学則」という。)に基づいて履修した科目及び課程並びに廃止前の学則の規定により受けた許可等は、この学則に基づいて履修した科目及び課程並びにこの学則の相当規定により受けた許可等とみなす。ただし、この学則に相当する規定がないときは、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年6月6日から施行する。

附則

この学則は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年10月1日から施行する。

附則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表(一)(経営情報学研究科(修士課程))の規定は、平成21年4月1日以降 入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の 例による。
- 3 改正後の別表(一)(生活健康科学研究科食品栄養科学専攻備考欄中専門科目の履修単位 数及び修了必要単位数の変更に係る部分に限る。)は、平成21年4月1日以降入学する者に ついて適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。

附則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の静岡県立大学大学院学則第3条、第3条の2、第4条、第5条、第56条及び第59条の 規定は、平成22年4月1日以降の入学者について適用し、平成22年3月31日において現に在学 する者については、なお従前の例による。

3 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間における収容定員は、改正後の学則 第5条の規定にかかわらず、次表の研究科名及び専攻名欄に掲げる区分に応じ、それぞ れ同表の収容定員欄に掲げるとおりとする。

研究科名	専攻名	収容定員			
	等 以名	修士課程	博士後期課程	合計	
	製薬学専攻	26人	24人	50人	
	薬学専攻	29	21	50	
薬学研究科	医療薬学専攻	20	15	35	
	薬科学専攻	30		30	
	計	105	60	165	
	食品栄養科学専攻	50	30	80	
生活健康科学研究科	環境物質科学専攻	40	21	61	
	計	90	51	141	
	国際関係学専攻	10		10	
国際関係学研究科	比較文化専攻	10		10	
	計	20		20	
経営情報学研究科	経営情報学専攻	20		20	
看護学研究科	看護学専攻	32		32	
合	計	267	111	378	

- 4 改正後の別表(一)(国際関係学研究科)の規定は、平成22年4月1日以降入学する者 について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。
- 5 改正後の別表(一)(生活健康科学研究科)の規定は、平成22年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。ただし、改正後の別表(一)の規定中、選択科目については、同日において現に在学する者についても、専門科目の中の選択として履修を可能とする。
- 6 改正後の別表(一)(経営情報学研究科)の規定は、平成22年4月1日以降入学する者 について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。 附 則
- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の静岡県立大学大学院学則(以下「改正後の学則」という。)の規定は、平成23 年4月1日以降の入学者に適用し、平成23年3月31日において現に在学する者については、 なお、従前の例による。
- 3 改正後の別表(一)(経営情報イノベーション研究科(修士課程)及び別表(二)(経営情報イノベーション研究科(博士後期課程))の規定は、平成23年4月1日以降の入学者について適用し、平成23年3月31日において現に在学する者については、なお、従前の例による。
- 4 平成23年4月1日から平成25年3月31日までの間における収容定員は、改正後の学則第5 条の規定にかかわらず、次の各年度の表の収容定員欄に掲げるとおりとする。

平成23年度

可如利力	市北方	修士課程		博士後期課程		合計
研究科名	専攻名	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	収容定員
	製薬学専攻	人	人	8人	24人	24人
	薬学専攻			7	21	21
薬学研究科	医療薬学専攻			5	15	15
	薬科学専攻	30	60			60
	計	30	60	20	60	120
生活健康科学研究科	食品栄養科学専攻	25	50	10	30	80
	環境物質科学専攻	20	40	7	21	61

	計	45	90	17	51	141
国際関係学研究科	国際関係学専攻	5	10			10
国际舆保予研先件	比較文化専攻	5	10			10
	計	10	20			20
経営情報学研究科	経営情報学専攻		10			10
経営情報イノベーシ	経営情報イノベーシ	10	10	3	3	13
ョン研究科	ョン専攻					
看護学研究科	看護学専攻	16	32			32
合	計	111	222	40	114	336

平成24年度

研究科名	専攻名	修士	課程	博士後期課程		合計
圳九科省	导	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	収容定員
	製薬学専攻	人	人	8人	24人	24人
	薬学専攻			7	21	21
薬学研究科	医療薬学専攻			5	15	15
	薬科学専攻	30	60			60
	計	30	60	20	60	120
上 泛牌	食品栄養科学専攻	25	50	10	30	80
生活健康科学研究科	環境物質科学専攻	20	40	7	21	61
	計	45	90	17	51	141
国欧胆核类爪兔科	国際関係学専攻	5	10			10
国際関係学研究科	比較文化専攻	5	10			10
	計	10	20			20
経営情報イノベーシ	経営情報イノベーシ	10	20	3	6	26
ョン研究科	ョン専攻					
看護学研究科	看護学専攻	16	32			32
合	計	111	222	40	117	339

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の静岡県立大学大学院学則(以下「改正後の学則」という。)の規定は、平成24年 4月1日以降の入学者について適用し、平成24年3月31日において現に在学する者について は、なお従前の例による。
- 3 改正後の学則第17条第3項の規定は、従前の薬学研究科及び生活健康科学研究科から薬食 生命科学総合学府の博士後期課程等に進学する者についても適用するものとする。
- 4 薬学研究科及び生活健康科学研究科は、改正後の学則第3条の規定にかかわらず、平成24年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 5 改正後の学則附則第4項の規定により存続するものとされた薬学研究科又は生活健康科学研究科に在学する者に係る教育課程の実施及び課程修了の認定については、薬食生命科学総合学府において行うものとし、教育課程、課程修了の要件その他教育に関し必要な事項は当該学府において定めるものとする。
- 6 改正後の別表(一)(薬食生命科学総合学府(修士課程))、別表(二)(薬食生命科学総合学府(博士後期課程))及び別表(三)(薬食生命科学総合学府(薬学専攻の博士課程))の規定は、平成24年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。
- 7 改正後の別表 (一) (国際関係学研究科 (修士課程) (比較文化専攻))及び別表

- (一)(看護学研究科(修士課程))の規定は、平成24年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。
- 8 平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間における収容定員は、改正後の学則第5条の規定にかかわらず、次表の研究科・学府名及び専攻名欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の収容定員欄に掲げるとおりとする。

平成24年度

双24千度					
		収容定員			
研究科・学府名	専攻名		薬学専攻の博士		
如 九 付 · 子 内 右		修士課程	課程及び博士後	合計	
			期課程		
	製薬学専攻	人	16人	16人	
	薬学専攻		14	14	
薬学研究科	医療薬学専攻		10	10	
	薬科学専攻	30		30	
	計	30	40	70	
	食品栄養科学専攻	25	20	45	
生活健康科学研究科	環境物質科学専攻	20	14	34	
	計	45	34	79	
	薬学専攻		8	8	
	薬科学専攻	30	8	38	
莱桑 4. 人到 25 % 人 25 内	食品栄養科学専攻	25	10	35	
薬食生命科学総合学府	環境科学専攻	20	7	27	
	薬食生命科学専攻		5	5	
	計	75	38	113	
	国際関係学専攻	10		10	
国際関係学研究科	比較文化専攻	10		10	
	計	20		20	
経営情報イノベーション	経営情報イノベーシ	20	6	26	
研究科	ョン専攻		9		
看護学研究科	看護学専攻	32		32	
合	計	222	118	320	

平成25年度

研究科・学府名		収容定員			
	専 攻名	修士課程	薬学専攻の博士	合計	
例 九科·子州名			課程及び博士後		
			期課程		
	製薬学専攻	人	8人	8人	
 薬学研究科	薬学専攻		7	7	
来于初九村 	医療薬学専攻		5	5	
	計		20	20	
	食品栄養科学専攻		10	10	
生活健康科学研究科	環境物質科学専攻		7	7	
	計		17	17	
	薬学専攻		16	8	
	薬科学専攻	60	16		
蓝鱼上入到兴州人兴内	食品栄養科学専攻	50	20		
薬食生命科学総合学府	環境科学専攻	40	14		
	薬食生命科学専攻		10		
	計	150	76	226	
	国際関係学専攻	10		10	
国際関係学研究科	比較文化専攻	10		10	
	計	20		20	
経営情報イノベーション	経営情報イノベーシ	20	9	29	
研究科	ョン専攻	20	9	4 3	
看護学研究科	看護学専攻	32		32	

合 計	222	122	344

平成26年度

		収容定員			
研究科・学府名		修士課程	薬学専攻の博士	合計	
初九件、子州石	等 数有		課程及び博士後		
			期課程		
	薬学専攻	人	24人	24人	
	薬科学専攻	60	24	84	
薬食生命科学総合学府	食品栄養科学専攻	50	30	80	
来及王明杆子心日子的	環境科学専攻	40	21	61	
	薬食生命科学専攻		15	15	
	計	150	114	264	
	国際関係学専攻	10		10	
国際関係学研究科	比較文化専攻	10		10	
	計	20		20	
経営情報イノベーション	経営情報イノベーシ	20	9	29	
研究科	ョン専攻	20	3	29	
看護学研究科	看護学専攻	32		32	
合	計	222	123	345	

附則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表(一)(国際関係学研究科(修士課程))の規定は、平成25年4月1日以降 入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の 例による。
- 3 改正後の別表(一)(経営情報イノベーション研究科(修士課程))の規定は、平成25年4月1日以降の入学者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、平成25年11月1日から施行する。

附則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表(一) (薬食生命科学総合学府(食品栄養科学専攻修士課程))の規定は、 平成26年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。ただし、改正後の別表(一)(薬食生命科学総合学府(食品 栄養科学専攻修士課程))の自由選択科目「静岡地域食材学」「茶学入門」「バイオー静 岡から世界へ」「イノベーション原理特論」「東南アジア文化論」の規定は、平成26年3月 31日において現に在学する者についても適用する。
- 3 改正後の別表(二)の規定は、平成26年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。ただし、改正後の別表(二)(薬食生命科学総合学府(薬科学専攻博士後期課程))、別表(二)(薬食生命科学総合学府(食品栄養科学専攻博士後期課程))及び別表(二)薬食生命科学総合学府(薬食生命科学専攻博士後期課程)の自由選択科目「科学論文エディティング」並びに別表(二)(薬食生命科学総合学府(環境科学専攻博士後期課程))の共通科目「科学論文エディティ

ング」の規定は同年3月31日において現に在学する者についても適用する。

また、改正後の別表(二)(薬食生命科学総合学府(食品栄養科学専攻博士後期課程))の自由選択科目「静岡地域食材学」「茶学入門」「バイオ - 静岡から世界へ」「イノベーション原理特論」「東南アジア文化論」の規定は、同年3月31日において現に在学する者についても適用する。

4 改正後の別表(三) (薬食生命科学総合学府(薬学専攻博士課程))の規定は、平成26年 4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、 なお従前の例による。ただし、改正後の別表(三) (薬食生命科学総合学府(薬学専攻博士 課程))の自由選択科目「科学論文エディティング」の規定は、同年3月31日において現に 在学する者についても適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表(一) (薬食生命科学総合学府(食品栄養科学専攻修士課程))の規定及び 別表(二) (薬食生命科学総合学府(食品栄養科学専攻博士後期課程))の規定は、平成27 年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、 なお従前の例による。
- 3 改正後の別表(一) (薬食生命科学総合学府(環境科学専攻修士課程))の規定は、平成 27年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者について は、なお従前の例による。
- 4 改正後の別表(一) (経営情報イノベーション研究科(修士課程)) の規定は、平成27年 4月1日以降入学するものについて適用し、同年3月31日において現に在学するものについて は、なお従前の例による。

附則

- 1 この学則は、平成28年2月26日から施行する。
- 2 改正後の学則第56条並びに別表 (二) 薬食生命科学総合学府 (薬科学専攻博士後期課程) の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表(一)薬食生命科学総合学府(食品栄養科学専攻修士課程)及び(環境科学専攻修士課程)の規定は、平成28年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。ただし、改正後の別表(一)薬食生命科学総合学府(食品栄養科学専攻修士課程)及び(環境科学専攻修士課程)の自由選択科目「Japanology」の規定は、同年3月31日において現に在学する者についても適用する。
- 3 改正後の別表(一)国際関係学研究科(修士課程)(比較文化専攻)の規定は、平成28年4月1日以降入学するものについて適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。
- 4 改正後の別表(一)経営情報イノベーション研究科(修士課程)の規定は、平成28年4月1日以降入学

するものについて適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。

- 5 改正後の別表(一)看護学研究科(修士課程)(看護学選考)の規定は、平成28年4月1日以降入学する ものについて適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。
- 6 改正後の別表(二)薬食生命科学総合学府(食品栄養科学専攻博士後期課程)及び(環境科学専攻博士後期課程)の規定は、平成28年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。ただし、改正後の別表(二)薬食生命科学総合学府(食品栄養科学専攻博士後期課程)及び(環境科学専攻博士後期課程)の自由選択科目「Japanology」の規定は、同年3月31日において現に在学する者についても適用する。

附則

- 1 この学則は、平成29年3月28日から施行する。
- 2 改正後の学則第 56 条並びに別表(二)薬食生命科学総合学府(薬食生命科学専攻博士後期課程)の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以降入学する者から遡及して適用し、同年 3 月 31 日において現に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表(一)薬食生命科学総合学府(環境科学専攻修士課程)の規定は、平成29年 4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、 なお従前の例による。
- 3 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間における収容定員は、改正後の学則第5条の規定にかかわらず、次表の研究科・学府名及び専攻名欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の収容定員欄に掲げるとおりとする。

平成29年度

		収容定員			
研究科•学府名	専攻名	修士課程	薬学専攻の博士課程	合計	
			及び博士後期課程		
	薬学専攻	人	29人	29人	
	薬科学専攻	60	27	87	
 薬食生命科学総合学府	食品栄養科学専攻	50	30	80	
采及生叩付子 応百子州	環境科学専攻	40	21	61	
	薬食生命科学専攻		15	15	
	計	150	122	272	
	国際関係学専攻	10		10	
国際関係学研究科	比較文化専攻	10		10	
	計	20		20	
経営情報イノベーション	経営情報イノベーシ	20	9	29	
研究科	ョン専攻	20	J	23	
看護学研究科	看護学専攻	32		32	
合	計	222	131	353	

平成30年度

			収容定員	
研究科•学府名	専攻名	修士課程	薬学専攻の博士課程	合計
			及び博士後期課程	
	薬学専攻	人	26人	26人
	薬科学専攻	60	30	90
薬食生命科学総合学府	食品栄養科学専攻	50	30	80
来及工品有 于 NG 百 于 N	環境科学専攻	40	21	61
	薬食生命科学専攻		15	15
	計	150	122	272
	国際関係学専攻	10		10
国際関係学研究科	比較文化専攻	10		10
	計	20		20
経営情報イノベーション	経営情報イノベーシ	20	9	29
研究科	ョン専攻	20	9	29
看護学研究科	看護学専攻	32		32
合	計	222	131	353

平成31年度

			収容定員	
研究科・学府名	専攻名	修士課程	薬学専攻の博士課程	合計
			及び博士後期課程	
	薬学専攻	人	23人	23人
	薬科学専攻	60	33	93
 薬食生命科学総合学府	食品栄養科学専攻	50	30	80
来及王印杆子心日子的	環境科学専攻	40	21	61
	薬食生命科学専攻		15	15
	計	150	122	272
	国際関係学専攻	10		10
国際関係学研究科	比較文化専攻	10		10
	計	20		20
経営情報イノベーション	経営情報イノベーシ	20	9	29
研究科	ョン専攻	20	9	29
看護学研究科	看護学専攻	32		32
合	計	222	131	353

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表(一)薬食生命科学総合学府(食品栄養科学専攻修士課程)の規定は、 平成30年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する 者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第59条の規定は、平成31年4月1日以降入学する者について適用し、同年3 月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。

附則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表 (一) 国際関係学研究科 (修士課程) (比較文化専攻)及び別表 (一) 看護学研究科 (修士課程) (看護学専攻)の規定は、平成31年4月1日以降入学する者

について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表(一)経営情報イノベーション研究科(修士課程)の規定は、平成31年 4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者につい ては、なお従前の例による。

附則

- 1 この学則は、平成32年4月1日から施行する。
- 2 改正後の静岡県立大学大学院学則(以下「改正後の学則」という。)第3条、第3条 の2、第5条、第56条及び別表(二)(看護学研究科(博士後期課程))の規定は、平 成32年4月1日以降入学する者について適用し、平成32年3月31日において現に在学す る者については、なお従前の例による。
- 3 平成32年4月1日から平成34年3月31日までの間における収容定員は、改正後の学則 第5条の規定にかかわらず、次の各年度の表の収容定員欄に掲げるとおりとする。

平成32年度

研究科・学府名	専攻名	修士	課程	薬学専攻の 及び博士	合計	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
	薬学専攻	人	人	5 人	20 人	20 人
	薬科学専攻	30	60	11	33	93
薬食生命科学総合学	食品栄養科学専攻	25	50	10	30	80
府	環境科学専攻	20	40	7	21	61
	薬食生命科学専攻			5	15	15
	計	75	150	38	119	269
	国際関係学専攻	5	10			10
国際関係学研究科	比較文化専攻	5	10			10
	計	10	20			20
経営情報イノベーション研究科	経営情報イノベーション 専攻	10	20	3	9	29
看護学研究科	看護学専攻	16	32	3	3	35
合 計	·	111	222	44	131	353

平成33年度

研究科・学府名	専攻名	修士	課程	薬学専攻の 及び博士	合計	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員]
	薬学専攻	人	人	5 д	20 _A	20 _A
	薬科学専攻	30	60	11	33	93
薬食生命科学総合学	食品栄養科学専攻	25	50	10	30	80
府	環境科学専攻	20	40	7	21	61
	薬食生命科学専攻			5	15	15
	計	75	150	38	119	269
	国際関係学専攻	5	10			10
国際関係学研究科	比較文化専攻	5	10			10
	計	10	20			20

経営情報イノベーション研究科	経営情報イノベーション 専攻	10	20	3	9	29
看護学研究科	看護学専攻	16	32	3	6	38
合 計		111	222	44	134	356

別表 (一) 薬食生命科学総合学府 (薬科学専攻修士課程)

架及生叩	科字総合字析(集科字専攻修士課程)			
科目			単位数	
区分	授業科目	講義	演習	実験
<u> </u>		四 我	供白	実習
	薬科学特論	4		
必修	講座特別演習		6	
科目	薬科学特別実験			10
	薬科学特別演習	2		
	生化学特論	1		
	衛生分子毒性学特論	1		
	薬理学特論	1		
	医薬生命化学特論	1		
	薬品分析学特論	1		
	医薬品製造化学特論	1		
	生薬学特論	1		
	薬物動態学特論	1		
	創剤工学特論	1		
>== (==	分子病態学特論	1		
選択	生体情報分子解析学特論	1		
科目	薬物治療学特論	1		
	創薬育薬基礎特論	1		
	創薬育薬応用特論	1		
	薬化学特論	1		
	薬品物理化学特論 医薬品創製科学特論	1		
	医采印 剧 聚件 子 竹 論 薬 品 資 源 学 特 論	1 1		
	衆中寅原子行論 統合生理学特論	_		
	免疫微生物学特論	1		
	別要探索学特論	1		
	即采休光子付禮 知的財産管理入門	1 1		
修了	MHTXI 住日本八口	1		
必要	■ 必修科目22単位、選択科目から8単位以上修得し、30単位以上修得するご	- L		
単位数	业に付日44年世、 選択付日がり0年世以上形付し、30年世以上形付9 つ、 □ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	_ C o		
中世奴	1			

別表 (一) 薬食生命科学総合学府(食品栄養科学専攻修士課程)

	<u> </u>	学府(食品栄養科学専攻修士課程)		単位数	
	区分	授業科目	講義	演習	実験 実習
		食品科学特論	2		
N. life	# <i>**</i>	栄養科学特論	2		
必修科目	専攻 必修	食品栄養科学コロキウム I 食品栄養科学特別実験		1	10
作日	北修	食品栄養科学特別演習I		2	10
		食品栄養科学専攻セミナー		1	
		食品分子工学特論	1		
		食品分析化学特論	1		
		ケミカルバイオロジー特論	1		
		食品化学特論	1		
		食品衛生学特論	1		
		有機化学特論 生物分子工学特論	1 1		
		植物機能開発特論	1		
		人類遺伝学特論	1		
		長寿生化学特論	1		
		栄養生理学特論	1		
		微生物学特論	1		
	-1 1	臨床栄養学特論	1		
	専攻	栄養教育学特論 い m 衛 4 岩 性 20	1		
	専門	公衆衛生学特論	1		
		精神衛生学特論 フードマネジメント特論	1 1		
		臨床栄養管理学特論	1		
		調理科学特論	1		
		公衆栄養学特論	1		
選択		遺伝学特論I	1		
科目		食品蛋白質工学特論	1		
		栄養化学特論	1		
		生理学特論	1	1	
		食品栄養科学コロキウムⅡ 臨床栄養連携演習		1 1	
		神別インターンシップ I		1	3
		特別インターンシップⅡ			3
		インターンシップ			1
		健康長寿科学特論A	1		
	二専攻	健康長寿科学特論B	1		
	共通※	フロンティア科学特論I	1		
		フロンティア科学特論Ⅱ	1		
		知的財産管理入門	1		
		静岡地域食材学A 静岡地域食材学B	1 1		
	- L	茶学入門	2		
	自由	バイオ - 静岡から世界へA	1		
	選択 科目	バイオ - 静岡から世界へB	1		
	/	イノベーション原理特論	2		
		東南アジア文化論	2		
		Japanology	1		
	修了	■ 必修科目18単位、選択科目12単位以上(ただし、専攻専門7単位	- CJ L 1	修 但 1	30円
	必要	心修科日18単位、選択科日12単位以上(たたし、等攻等円7単位 位以上を修得すること。	ムタエノ	修行し	、切中
	単位数				
	※一亩 174 #	通とは食品栄養科学専攻、環境科学専攻の共通科目。			

[※]二専攻共通とは食品栄養科学専攻、環境科学専攻の共通科目。

別表 (一) 薬食生命科学総合学府 (環境科学専攻修士課程)

	斗目	字析 (単位数	
	平日 区分	授業科目	講義	演習	実験 実習
必修科目	専攻 必修	地域・地球環境学特論 環境生命科学特論 環境科学コロキウム 環境科学専攻セミナー 環境科学特別実験 環境科学演習	2 2	1 1 2	10
選科目	専専門	環境分析・評価特論 フィールドワーク演習 環境リスクアセスメント特論 大質環境特論 水質 七	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1	
	二専攻 共通 半 自 選 科	インターンシップ 健康長寿科学特論 A 健康長寿科学特論 B フロンティア科学特論 I フロンティア科学特論 II 知的財産管理入門 Japanology	1 1 1 1 1		1
	修了 必要 単位数	必修科目18単位、選択科目12単位以上(ただし、専攻専門7単位以上を修得すること。	上)修得	計し、30)単位以

[※]二専攻共通とは食品栄養科学専攻、環境科学専攻の共通科目。

別表(一)国際関係学研究科(修士課程)

(国際関係学専攻)

	新字界攻) 国際関係	学 専	享 攻	
研究分野	授業科目	単位	備 考	
国際政冶経済分野	国国国国国国国国国国国国国国国国国国国国国国国国国国国国国国国国国国国国	4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	[履修方法] 次に掲げる科目のうちからこと。 (1) 自分が属する上(を選択履修するののででででででででででででででででででででででででででででででででででで	のそたな 野 必攻 場大専れ演け の 要の 合学
国際行動分野	国際 I	4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 2 2 2	当該大学院との協議の上で、 わせて10単位を上限とする。 [修了要件] 在学期間中に、30単位以上を付 し、かつ、必要な研究指導を た上、修士論文の審査及び試験 合格することとする。) 修得

(比較文化専攻)

		比 較 文 化		
研究分野		授業科目	単位	備考
	共	比較文化研究	4	
	通	比較言語研究	4	
	科	比較思想研究	4	[履修方法]
	目			次に掲げる科目のうちから合計 30
		日本文化研究 ☆	4	単位以上を選択履修すること。
		比較宗教研究	4	
		日本文化史研究 ☆	4	(1) 共通科目 4 単位以上
		日本思想史研究 ☆	4	
		日本文学研究 I *	4	(2) 自分が所属する研究分野の専
日		日本文学研究Ⅱ *☆	4	門科目 16 単位以上(ただし、そ
本	専	日本文学史研究 *	4	れぞれの研究分野で指定された
文		日本文学特殊研究 *	4	演習Ⅰ、演習Ⅱを必ず履修しなけ
化	門	日本語表現研究 *☆	4	ればならない。)
研		日本語表現特殊研究 *☆	4	
究	科	日本語学研究 I *☆	4	(3) 比較文化専攻の研究分野のう
分		日本語学研究Ⅱ *	4	ちから(2)以外の専門科目
野	目	日中関係史研究	4	
		日本語教育学研究Ⅰ ★	4	(4) 指導教員及び担当教員が必要
		日本語教育学研究Ⅱ ★	4	と認めた場合には、他の専攻の
		日本語教育演習 ☆	2	専門科目
		日本文化演習 I	2	() () () () () () () () () ()
		日本文化演習Ⅱ	2	(5) 指導教員が必要と認めた場合
		フィールドワーク	2	には、他の研究科及び他の大学院
		and the state of t		の授業科目(当該研究科及び当該
		アジア地域研究	4	大学院との協議の上で、合わせて
		東洋思想史研究	4	10 単位を上限とする。)
		中国文学研究	4	5.44
		現代中国研究	4	[修了要件]
		韓国朝鮮社会文化研究	4	在学期間中に、30単位以上を修得
ア	-	韓国朝鮮史研究	4	し、かつ、必要な研究指導を受け
ジュ	専	東南アジア文化研究	4	た上、修士論文の審査及び試験に
ア	нн	現代東南アジア研究	4	合格することとする。
文	門	ロシア文化研究	4	
化	₹N	ロシア社会研究	4	(国語・英語教員専修プログラム)
研	科	ロシア文学研究	4	専修免許状の取得要件は、一種免
究	₽	東西文化交流史研究	4	許状取得に必要な単位を修得して
分	目	華僑・華人文化研究	4	いるほか、国語については日本文
野		東南アジア民族学研究	4	化研究分野、英語については英米
		アジア文化演習Ⅰ	2	文化研究分野のそれぞれ*の科目
		アジア文化演習Ⅱ	2	から選択して合計で24単位以上
		フィールドワーク	2	を修得しなければならない。

		比 較 文 化	専 攻	
研究分野		授業科目	単位	備考
		英米文化研究方法論 *	4	(日本語教師養成プログラム)
		英米文学研究 *	4	日本語教育におけるより高度な専
		イギリス文化研究 *	4	門家の養成を目的として、上記の
		アメリカ文化研究 *	4	プログラムを置く。必要な単位は、
英		イギリス社会史研究	4	★の科目を必修とし、ほかに「日
米	専	アメリカ社会史研究	4	本文化」・「英米文化」の両分野か
文		英米社会文化研究	4	ら☆の科目を選択して(「国際行
化	門	英語学研究 *☆	4	動分野」の「コミュニケーション研
研		英語意味論研究*	4	究 I 」「コミュニケーション研究
究	科	英語統語論研究*	4	Ⅱ」を含む)合計で 24 単位以上を
分		言語機能論研究*☆	4	修得しなければならない。上記の
野	目	第二言語習得研究 *☆	4	要件を満たした者には、修士修了
		外国語教育研究 *☆	4	を条件に、日本語教師養成プログ
		アカテ゛ミック・インク゛リッシュ Ι *	4	ラム修了証を発行する。
		アカテ゛ミック・インク゛リッシュ Ⅱ *	4	
		英語教育演習	2	
		英米文化演習 I	2	なお、「国語・英語教員専修プロ
		英米文化演習Ⅱ	2	グラム」を選択している者が、「日
		フィールドワーク	2	本語教師養成プログラム」の修了
				証を得ようとする場合、「日本語
		ヨーロッパ文化研究 I	4	教育学研究 I 」、「日本語教育学研
		ヨーロッパ文化研究Ⅱ	4	究Ⅱ」の単位を修得するとともに、
3		ヨーロッパ思想研究 I	4	国語教員専修プログラム選択者に
	専	ヨーロッパ思想研究Ⅱ	4	おいては「英米文化分野」の☆から
口		ヨーロッパ思想研究Ⅲ	4	2科目の単位を修得しなければな
ツ	門	フランス文学研究	4	らない。
パ		フランス文化研究 I	4	
文	科	フランス文化研究Ⅱ	4	
化		ドイツ文学研究	4	
研	目	ドイツ文化研究 I	4	
究		ドイツ文化研究Ⅱ	4	
分		人間科学研究	4	
野		スペイン文学研究	4	
		スペイン文化研究 I	4	
		スペイン文化研究Ⅱ	4	
		ヨーロッパ文化演習 I	2	
		ヨーロッパ文化演習Ⅱ	2	
		フィールドワーク	2	

別表 (一)

経営情報イノベーション研究科(修士課程)

	経営情報イノベーション研究科(修士課程 授業科目		備考				
	授業科目	単位	商業	情報			
	イノベーション原理特論	2			「屋		
	社会科学研究法特論	2			[履修方法及び修了要件] 必修科目8単位(特別研究Ⅰ、特別研究		
	マーケティング特論	2	0		II、特別研究Ⅲ、特別研究Ⅳ)と修士論文 指導教員が指定する3科目を含む左欄に示		
	アグリビジネス特論	2			す各系の授業科目から22単位の併せて30単		
	経営組織論特論	2	0		位以上履修すること(他の研究科の授業科 目で、指導教員及び担当教員が認めた授業		
	ファミリービジネス特論	2	0		科目の単位を10単位を限度として算入することができる)。		
	経営史特論	2	0		また、修士論文については別途研究指		
	日本経済史特論	2			導を受けた上、審査に合格しなければならない。		
経	経営戦略特論	2	0				
	地域産業クラスター特論	2			[情報・商業教員専修プログラム] 専修免許状の取得要件は、一種免許状取		
営	国際比較経営特論	2			得に必要な単位を取得しているほか、商業 については「商業」の科目から、情報につ		
系	国際経営特論	2			いては「情報」の科目からそれぞれ選択し		
	多国籍企業特論	2			て、24単位以上を修得しなければならない。		
	テクノロジーマネジメント特論	2					
	新規事業創造特論	2	0				
	マネジメントコントロール特論	2	0				
	企業評価特論	2	0				
	ソーシャル・ビジネス特論	2					
	人的資源管理特論	2	0				
	流通イノベーション特論	2	0				
	消費者心理学研究法特論	2					
	消費者行動論特論	2	0				
	コーポレートファイナンス特論	2	0				
	法人税法特論	2					
	財務会計特論	2	0				
	レベニューマネジメント特論	2					
	観光マネジメント特論	2					
	ソーシャル・イノベーション特論	2					
	NPO特論	2					
	都市政策特論	2	0				
	医療経営学原理特論	2					
公共	医療経営イノベーション特論	2					
政:	地域マネジメント特論	2					
政策系	地域イノベーション特論	2					
'''	経済政策特論	2					
	イノベーションの経済分析特論	2					
	ミクロ経済学特論	2	0				
	国際経済学特論	2					
	行政管理特論	2					

松茶 初日			備考					
	授業科目	単位	商業	情報				
	ソーシャル・キャピタル特論	2						
	公共健康学特論	2						
	ソーシャル・インクルージョン特論	2						
	社会保障ネットワーク特論	2						
公	財政学特論	2						
公共政策系	租税論特論	2						
	介護福祉マネジメント特論	2						
	介護福祉情報処理特論	2						
	社会システム分析特論	2						
	観光政策特論	2						
	知的情報イノベーション特論	2		0				
	データ工学特論	2		0				
	ソフトウェア工学特論	2		0				
	経営数学特論	2						
	経営情報数学特論	2		0				
情	ナレッジ工学特論	2		0				
報	情報技術特論	2		0				
	ネットワークコミュニケーション特論	2		0				
系	情報メディア工学特論	2		0				
	ITマネジメント特論	2		0				
	数理情報特論	2		0				
	計算機科学特論	2		0				
	情報教育特論	2		0				
	ヒューマンコンピュータインタラクション特論	2		0				
	シミュレーション特論	2		0				
	計算機援用工学特論	2						
	情報セキュリティ特論	2						
	ITビジネス特論	2		0				
	観光情報分析特論	2						
	経営情報イノベーション特別講義I	2						
特別	経営情報イノベーション特別講義 II	2						
講義	経営情報イノベーション特別講義III							
	経営情報イノベーション特別講義IV	2						
	経営情報イノベーション特別講義V	2						
特	特別研究I	2						
別 研	特別研究Ⅱ	2						
究	特別研究Ⅲ	2						
	特別研究IV	2						

(2	(看護学専攻) 看護学専攻											
\vdash			<u>/</u> [<u>导攻</u> 立数		I					
		授業科目	講義	演習	実験	実習	備考					
		研究法 I 研究法 II	2 2		1000		《履修方法》					
共通		看護理論 看護倫理特論 看護教育学特論	2 2 2				次の(1)から(3)に掲げる科目のうちから合計30単位以上を履修すること。 ただし、助産師国家試験受験資格を得					
科		看護管理学特論 家族看護特論 基礎科学特論	2 2 2				ようとする者は、(4)に掲げる科目のうちから合計58単位以上履修すること。なお、助産師国家試験受験資格を得よう					
目	択	母子相互作用支援論 国際保健医療特論 英語科学論文クリティーク	2 2 2				とする者は、専門科目の特論を履修する ことができる。 (1) 共通科目の必修科目4単位					
	選	基盤看護学特論 I 基盤看護学特論 II 基盤看護学特論 IV 基盤看護学特論 IV 基盤看護学応用演習 I 基盤看護学応用演習 II 基盤看護学応用演習 II 基盤看護学応用演習 II 基盤看護学応用演習 IV 基盤看護学特別研究	2 2 2 2 2	4 4 4 4 6			(2) 専門科目のうち所属する専門分野の 特論2単位及び演習4単位 特別研究6単位又は課題研究4単位 (3) 次に掲げる科目のうちから 14単位以上 共通科目の選択科目 専門科目の特論(助産学特論を 除く) (4)・共通科目の必修科目4単位					
	択	実践看護学特論 I 実践看護学特論 II 実践看護学特論 II 実践看護学特論 IV	2 2 2 2				・共通科目の選択科目4単位以上・専門科目の助産師養成選択必修 科目50単位					
専門		実践看護学特論 V 実践看護学応用演習 I 実践看護学応用演習Ⅲ 実践看護学応用演習Ⅲ 実践看護学応用演習Ⅳ 実践看護学応用演習 V 実践看護学特別研究	2	4 4 4 4 4 6			《修了要件》 30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は課題研究の審査及び最終試験に合格すること。					
科		広域看護学特論 I 広域看護学特論 II 広域看護学応用演習 I 広域看護学応用演習 II 広域看護学特別研究	2 2	4 4 6								
目	助産知	助産学特論 助産学応用演習 妊娠期助産診断技術学 統合ヘルスケア論 妊娠期助産診断技術学演習 助産学基礎演習 地域助産学実習	2 2 2	3 3		2	大学院における助産師養成に必要な 高度実践科目					
	師養成選択必修	地域の 地域の 関連 関産学課題研究 助産学概論 助子保健包括支援論 周産期学 リプロダクティブ・ヘルス演習 周産期助産学演習 助産を 助産技術学習 助産技術学習 助産学統合実習 助産学統合実習	2 2 1 2	2 2 3 3	(9 2	《助産師国家試験受験資格》 助産師国家試験受験資格を 明を師国家試験受験資格を 得ようとする者は修士課程修 了要件に加えて、助産師養成 選択必修科目のうち、(※) の28単位を修得しなければ ならない。					

別表 (二) 薬食生命科学総合学府(薬科学専攻博士後期課程)

架 及 生 叩 /	件子総合子析 (架件子导攻)导工 发 期 诛 性 /			
科目			単位数	
区分	授業科目	講義	演習	実験 実習
必修	先端薬科学特別実験			6
科目	先端薬科学特別演習		3	
48 114	健康長寿科学特論 食品科学特論 Ⅱ 栄養科学特論 Ⅲ 人類遺伝学特論 Ⅲ 遺伝学特論 科学英語:オーラルコミュニケーション Ⅱ 科学英語:オーラルコミュニケーション Ⅲ 科学英語:インデペンデント・リスニング 科学英語:アカデミック・プレゼンテーション 科学英語:アカデミック・ライティング 科学英語:学生主導型ディスカッション 科学英語:スモールグループディスカッション 科学英語:科学論文エディティング 科学英語:科学論文エディティング 科学英語:	1 2 2 1 1	1 1 1 1 1 1 1	
修 了 必 要 単 位 数	必修科目 9単位			

別表 (二) 薬食生命科学総合学府(食品栄養科学専攻博士後期課程)

科目区分		fn (良吅木食件子导及停工夜期味性)		単位数	
		授業科目	講義	演習	実験 実習
共通科目		科学英語:オーラルコミュニケーション I 科学英語:オーラルコミュニケーション II 科学英語:インディペンデント・リスニング 科学英語:アカデミック・ライティング 科学英語:アカデミック・ライティング 科学英語:学生主導型ディスカッション 科学英語:スモールグループディスカッション 科学英語:科学論文エディング 科学英語海外研修プログラム 健康長寿科学特論 II フロンティア科学特論IV	1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 2	
	必修	食品栄養科学特別演習Ⅱ		4	
	選択	食品栄養科学特別演習Ⅲ 臨床栄養エキスパート演習 薬剤学特論 遺伝学特論 Ⅱ	2 1	2 2	
専門 科目	自由選科目	静岡地域食材学A 静岡地域食材学B 茶学入門 バイオ - 静岡から世界へA バイオ - 静岡から世界へB イノベーション原理特論 東南アジア文化論 Japanology	1 1 2 1 1 2 2 1		
	修了 必要 単位数	必修科目4単位、選択科目2単位以上修得し、6単位以上を修得す		0	

別表 (二) 薬食生命科学総合学府(環境科学専攻博士後期課程)

		加 (水光川) 可以付上区别帐证/		単位数	
科目 区分		授業科目	講義	演習	実験 実習
		科学英語:オーラルコミュニケーション I		1	
		科学英語:オーラルコミュニケーションⅡ		1	
		科学英語:インディペンデント・リスニング		1	
		科学英語:アカデミック・プレゼンテーション		1	
		科学英語:アカデミック・ライティング		1	
共通		科学英語:学生主導型ディスカッション		1	
科目	選択	科学英語:スモールグループディスカッション		1	
		科学英語:科学論文エディティング		1	
		科学英語海外研修プログラム 健康長寿科学特論 I	1	2	
		健康長寿科学特論Ⅱ	1 1		
		フロンティア科学特論Ⅲ	1		
		フロンティア科学特論IV	1		
	必修	環境科学特別演習I		4	
		環境科学特別演習Ⅱ		2	
専門 科目	選択	遺伝学特論Ⅱ	1	2	
	自由				
	選択	Japanology	1		
	科目				
	修了				
	必要 単位数	必修科目4単位、選択科目2単位以上修得し、6単位以上を修得する	こと。		

別表 (二) 薬食生命科学総合学府(薬食生命科学専攻博士後期課程)

科目	17 下心日子的 (宋及工师任于守久侍工及劝诉任)		単位数	
区分	授業科目		演習	実験 実習
必修 科目	薬食生命科学特別実験 薬食生命科学特別演習 健康長寿科学特論	1	3	6
科目	薬剤学特論 Ⅱ 食品科学特論 Ⅱ 栄養科学特論 Ⅱ 人類遺伝学特論 Ⅱ 遺伝学特論 遺齢者疾患予防学演習 薬食機能開発演習 臨床栄養薬物学演習	2 2 2 1 1	2 2 2	
自由選択科目	臨床栄養エキスパート演習 科学英語:オーラルコミュニケーション I 科学英語:オーラルコミュニケーション II 科学英語:インデペンデント・リスニング 科学英語:アカデミック・プレゼンテーション 科学英語:アカデミック・ライティング 科学英語:学生主導型ディスカッション 科学英語:スモールグループディスカッション 科学英語:科学論文エディティング 科学英語海外研修プログラム		2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 2	
修了 必要 単位 数	必修科目 10単位、選択科目から2単位以上修得し、12単位以上修得する	ること。		

別表 (二) 経営情報イノベーション研究科 (博士後期課程)

		授 業 科 目	単位	備 考
講義科目	選択	イノベーション論特殊講義 経営事業創造特殊講義 ソーシャル・イハベーション特殊講義 地域マネジメント特殊講義 地域・ケブローバルイバーション特殊講義 知的情報システム特殊講義 知的情報基盤特殊講義	1 1 1 1 1 1 1	「履修方法」 必修科目 14 単位を含め、18 単位以上を修得する。ただし、研究指導 I、II、III及び特殊演習 I に関しては必修とし、特殊講義及び特殊演習 II は選択科目とする。 「修了要件」 本課程に3年以上在籍し、18 単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。
演	必修	特殊演習 I	2	
習	選択	特殊演習Ⅱ	2	
研究指導	必修	研究指導 I 研究指導 II 研究指導 III	4 4 4	

別表(二) 看護学研究科(博士後期課程)

	授業科目		単位	<u>備考</u>
#	看護学研究特講	必修	2	[修了要件]
共通科目	生体環境科学特講	/記4円	2	必修科目12単位、共通科目の選択
	保健福祉政策特講	選択	2	科目から2単位以上、専門科目か
	看護技術開発特講		2	ら2単位以上修得し、16単位以上
	感染看護学特講		2	修得すること。
	小児看護実践開発特講		2	
専門	助産学特講	選択	2	
専門科目	がん看護理論特講		2	
	周手術期看護学特講		2	
	精神保健看護学特講		2	
	地域・在宅看護システム特講		2	
演習	看護学特別演習		2	
	看護学特別研究 I	沙俠	2	
研究科	看護学特別研究Ⅱ	必修	2	
17	看護学特別研究Ⅲ		4	

別表 (三) 薬食生命科学総合学府 (薬学専攻博士課程)

	近生が付子総合子府 (梨子専攻博工課程 医療薬学コース	臨床薬学コース						
~! I			単	位数	7,500		単位	ž数
科目	授業科目	講	演	実験	授業科目	講	演	実験
区分		義	習	実習		義	習	実習
	先端医療薬学特論	2			先端臨床薬学特論 1	2		
	薬学セミナー	4			先端臨床薬学特論 2	2		
必修	医療薬学演習		6		臨床薬学演習		6	ļ
科目	医療薬学特別実験			12	臨床薬学実習			4
	医療薬学特別演習		4		臨床薬学特別実験			12
					臨床薬学特別演習		4	
	糖鎖生化学特論	1						
	薬物代謝・毒性学特論	1						
	分子薬理学特論	1						
	薬物送達学特論	1						
選択	病態分子分析学特論	1						
	薬物動態学特論	1						
科目	薬物放出制御学特論	1						
	神経内分泌機能解析学特論	1						
	免疫微生物学特論	1						
	創薬探索学特論	1						
	生薬漢方薬学特論	1						
	健康長寿科学特論	1			健康長寿科学特論	1		
	食品科学特論 Ⅱ	2			食品科学特論Ⅱ	2		
	栄養科学特論 Ⅱ	2			栄養科学特論Ⅱ	2		
	人類遺伝学特論 Ⅱ	1			人類遺伝学特論 Ⅱ	1		
	遺伝学特論	1			遺伝学特論	1		
自由	科学英語:オーラル・コミュニケーション I		1		科学英語:オーラル・コミュニケーション I		1	
選択	科学英語:オーラル・コミュニケーションⅡ		1		科学英語:オーラル・コミュニケーションⅡ		1	
科目	科学英語:インデペンデント・リスニング		1		科学英語:インデペンデント・リスニング		1	
11 11	科学英語:アカデミック・プレゼンテーション		1		科学英語:アカデミック・プレゼンテーション		1	
	科学英語:アカデミック・ライティング		1		科学英語:アカデミック・ライティング		1	
	科学英語:学生主導型ディスカッション		1		科学英語:学生主導型ディスカッション		1	
	科学英語:スモールグループディスカッション		1		科学英語:スモールグループディスカッション		1	
	科学英語:科学論論文エディティング		1		科学英語:科学論論文エディティング		1	
	科学英語海外研修プログラム		2		科学英語海外研修プログラム		2	
修了								
必要	必修科目 28単位				必修科目 30単位			
単位	選択科目 2単位							
数	合計 30単位							

静岡県立大学大学院研究科委員会規程

平成 19 年 4 月 1 日 規程第 25 号 改正 平成 27 年 4 月 1 日

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡県立大学大学院学則第9条第2項の規定による研究科委員会(以下「委員会」という。)の組織、所掌事項及び運営等について必要な事項を定める。 (組織)

- 第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 研究科長
 - (2) 研究科担当の教授
- 2 委員会が必要と認めるときは、授業を担当する准教授又は講師を加えることができる。 (所掌事項)
- 第3条 委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものと する。
 - (1) 研究科長候補者の選考に関する事項
 - (2) 組織に関する事項
 - (3) 教育課程に関する事項
 - (4) 学生の入学、課程の修了及び学位に関する事項
 - (5) 学生の身分に関する事項
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、委員会の意見を聴く ことが必要なものとして学長が定めるもの
- 2 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長(以下「学長等」という。)がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(会議の招集及び議長)

- 第4条 研究科長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。
- 2 研究科長に事故あるときは、研究科長の指名する委員がその職務を代行する。 (委員会の成立及び議決)
- 第5条 委員会は委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。
- 2 議事は、特別の定めのある場合を除き、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のと きは議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第6条 議長が必要と認めたときは、委員会の議を経て、委員でない者に会議に出席を求め、 議事事項について説明又は意見を聞くことができる。

(議事録)

第7条 委員会は、議事録を作成する。

(その他)

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は、研究科委員会が別に定める。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。 附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。 附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。